

第4次東大阪市障害者プラン・第6期東大阪市障害福祉計画・第2期東大阪市障害児福祉計画(素案)に関する
パブリックコメントで寄せられた意見とそれに対する本市の考え方

意見総数 20件 79項目

該当ページ 数	意見の概要	本市の考え方
P2	7段落目、障害者権利条約の批准に向け、とあるが、すでに批准している。	ご指摘を踏まえ、文言を修正します。
P13	⑭平成28年の総合支援法改正について、介護保険サービスに関することだけ(介護保険サービスの円滑な利用促進)が取り上げられているが、誤解を生む書き方なので見直して欲しい。	ご指摘を踏まえ、文言を修正します。
P13	⑯障害者による文化芸術の推進について、心の豊かさや相互理解をもたらすものであるため、と書かれているが、法律の原文どおり「もたらすものであることを鑑み」の方が、趣旨に沿うものと思われる。	ご指摘を踏まえ、文言を修正します。
P14	計画の策定体制について、もっと障害当事者が計画づくりに主体的に参加できる仕組みを作って欲しい。自立支援協議会に当事者部会を作り、意見を吸い上げて欲しい。	ご意見を参考に、今後検討してまいります。
P21	差別に関するアンケート内に「暴力を受ける」「性的嫌がらせ」などの項目があるが、差別というより虐待に当たるのでは。	ご指摘のとおり、直接的な暴力や性的な加害行為は身体的虐待、性的虐待に当たるものと考えます。
P37	「表 市立小・中学校の支援学級の児童生徒の推移」この表において、小学校と中学校の内訳が全く同じで、合計だけが異なっている。	表中の数字に過誤があり、訂正します。
P59	①広報などによる啓発の推進 視覚障害のある方を対象に録音版や点字版を発行することが計画されているにも関わらず、聴覚障害のある方を対象に手話で内容を説明したものが無いのは公平を欠きます。また、「東大阪市みんなでトライする手話言語推進条例」が制定され、基本理念で社会のバリアフリー化の推進、差別のない社会の実現が挙げられておりますが、手話で内容を説明	障害者差別解消法に基づき、障害特性に応じた形で情報保障を進めてまいります。

	し、併せて字幕を挿入した映像版の作成を計画に盛り込んでください。	
P60	「第3次障害者プランの振り返り」に「…東大阪市みんなでトライする手話言語推進条例を制定し、手話の普及啓発をおこなっています。」とありますが、当該条例の前文に記載されているように「…条例を制定し、『手話及びろう者に対する理解の増進並びに手話の普及』を行っています。」と記載すべきかと考えます。	ご指摘を踏まえ、文言を修正します。
P61	障害者殺傷事件や障害者虐待事例等があまり取り上げられていない。障害特性を理解すれば、差別や虐待がなくなるわけではなく、社会的な障壁についての理解が必要だと思う。	ご指摘を踏まえ、文言を修正します。
P61	②障害者理解啓発事業 啓発リーフレットの作成が挙げられておりますが、内容の検討にあたっては、障害別(身体障害者の場合は、肢体、視覚、聴覚別)に当事者の意見をとり入れる場や委員会のようなもの設けてください。 「(3)障害者権利条約等の周知と障害者差別の禁止」の中で「③障害当事者の参画」が挙げられておりますが、これは公共施設の整備に限ったことではなく、あらゆる施策において必須となります。従って、まずは啓発する内容を検討する段階から当事者を参画させることが必要となるのではないのでしょうか。	障害施策を考える上で、当事者や家族等の参画は非常に重要と考えております。ご意見を参考に、今後検討してまいります。
P62	障害者権利条約の周知について、市として具体的にどのような方策を考えているか。また、障害者差別の禁止について、人権を軽視した事業所が出てこないように、サービス提供事業者が新規参入する場合に必要な講習を受けるような仕組みを作っているかどうか。	権利条約の内容については、障害者の基本的な権利について広く市民や事業者に周知を図ってまいります。
P63	「①成年後見制度利用支援事業等」において、被後見人に身体障害がある場合、被後見人と同じ障害当事者(肢体、視覚、聴覚別)による後見人等の養成をした方が成年後見制度を利用しやすくなるのではないのでしょうか。	ご意見を参考に、今後検討してまいります。
P64	課題において、障害当事者が地域との関わりを増やせるような活動や、受け入れの支援が必要であることが挙げられておりますが、聴覚障害者にとっては、コミュニケーションの支援がない場合、地域との関わり	聴覚障害者が社会参加をする上で必要なコミュニケーション支援が受けられるよう、検討してまいります。

	<p>を持って、受け入れていただくことも叶いません。そのため、聴覚障害者においては、手話通訳者の派遣等、コミュニケーション面の充実を図ることも課題となることを明記ください。</p>	
P65 P94	<p>教育について「特別支援教育」という言葉を多用しているが、地域の学校でともに学ぶということを軽視して、障害児は特別支援学校へ行くことが当たり前のように推進していると受け止められるのではないかと。昨年の横浜地方裁判所で「ともに学び、ともに育つ」教育は「特別支援学校での教育」を排除するものではないという判決が出ており、地域の学校への通学を認めない内容さえ登場している。そのため、次の文章の変更を求めるものである。</p> <p>第2節 福祉教育の推進</p> <p>(2)「ともに学び、ともに育つ教育の推進」の③「事業内容・方針」の項、【第5章教育・療育の充実「第2節特別支援教育の推進」の参照】を削除。</p> <p>第5章 教育・療育の充実</p> <p>「第2節特別支援教育の促進」を削除し、「第2節 ともに学び、ともに育つ教育の推進」に変更。</p> <p>(2) 専門機関の機能の充実と多様化</p> <p>①の事業内容・方針にある「特別支援教育の地域のセンター校である支援学校との連携を深めます。」の「支援教育の地域のセンター校である」を削除する。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、文言を修正します。</p>
P65	<p>福祉教育についてレピラの取り組みしか書かれておらず、障害当事者が十分関与できていないように感じる。差別解消法の改正で、民間事業者にも合理的配慮の義務化が検討されているが、助け合いの気持ちだけではなく、法律で義務化されていることについても周知が必要。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、文言を修正します。また差別解消法の一層の周知に向け取り組んでまいります。</p>
P65	<p>(2) ともに学び、ともに育つ教育の推進</p> <p>「②子どもに対する福祉教育の充実」の一環として、当事者が教育機関に出向き、交流することも加えてください。そのために、教育機関からの要請に基づき、当事者団体より講師を教育機関に派遣する仕組みを教育委員会の主導で整備し、必要な予算措置を行ってください。</p> <p>また、学校教育の場面、教育機関に向けた内容でしたら、レピラではなく、教育委員会が担当するのが</p>	<p>福祉教育の充実に向けて、取り組んでまいります。担当所属の記載につきましては、ご意見を参考とさせていただきます。</p>

	<p>てきとう おも 4 きょういくきかん む 適当かと思われまので、「④教育機関へ向けた こうりゅうたいけん 2 たい ふくしきょういく じゅうじつ 交流体験」は「②子どもに対する福祉教育の充実」 とうごう たんとうか しつ がっこうきょういくすいしんしつ しやうがいしきく に統合し、担当課・室を学校教育推進室と障害施策 すいしんか へいき 推進課の併記としてはいかがでしょうか。</p>	
P68	<p>しやうがいふくし とう しきゅうけつてい ⑥障害福祉サービス等の支給決定について、 こうへいせい かくほ ひつよう 「公平性の確保」とあるが、まずは必要なサービスの しきゅう いりようてき など たいおう ゆうせん 支給や医療的ケア等への対応を優先すべき。また こうへいせい だいじ ひとりひとり すこべつ じじよう ふ 公平性も大事だが、一人一人の個別の事情を踏ま てきせつ しきゅうけつてい おこな えて適切な支給決定を行ってほしい。</p>	<p>してき ふ もんごん しゅうせい ご指摘を踏まえ、文言を修正します。</p>
P68	<p>つうがくしえん おや しやうがい つうがく 通学支援について、親に障害があるために通学でき ないという課題について、もう少し踏み込んで検討し てはどうか。</p>	<p>しやうがい かにてい じじよう つうがく こんなん 障害のある(あるいは家庭の事情により通学が困難な) こ 子どもの通学支援については、複合的な課題を抱える かてい たい そうだんしえんたいせい きやうか かんけい 家庭に対する相談支援体制を強化するとともに、関係 ぶしよ れんけい と たいおうさく けんとう 部署とも連携を取りながら、対応策を検討してまいりま す。</p>
P68	<p>ふくしやうぐ きやうふ しんひんもく ついか 「⑦福祉用具の給付」において、新品目の追加やよ せいひん しやうがい にちじやうせいかつやうぐ しきゅう りよい製品の紹介だけでなく、日常生活用具の支給 ようけん かんわ ひつよう けいかく めいき 要件の緩和も必要です。これも計画に明記くださ い。</p>	<p>いけん さんこう こんごけんとう ご意見を参考に、今後検討してまいります。</p>
P71	<p>そうだんきかん じゅうじつ ふくしじむしやうがい 「①相談機関の充実」において、福祉事務所以外で しゅわ そうだん ふかのう ちやうかくしやうがいしや は手話による相談が不可能なため、聴覚障害者にと って相談できる場所が福祉事務所以外に存在しな いという問題があります。 また、しんたいしやうがいしやそうだんいん なか ちやうかくしやうがいしや 身体障害者相談員の中には聴覚障害者がお り、しゅわ そうだん かのう そうだん おこな 手話による相談が可能であるものの、相談を行う きよてん ばあい かんが ふべん かいしやう 拠点がなく、利用しにくく、利用できない 場合があると考 えられます。こうした不便を解消し、 しみん りべんせい こうじやう しゅわ そうだん 市民の利便性を向上させるため、手話で相談できる ばしよ きかん かくじゅう ひつよう おも いかん 場所・機関の拡充が必要と思われま。その一環と して、し ちやうかくしやうがいしや さいやう かくふくし 市として聴覚障害者を採用して、各福祉 じむしよ しやかいふくしきやうぎかい はいち 事務所や社会福祉協議会に配置し、ピアカウンセリ ングがじやうじりやうかのう ングが常時利用可能となるようにしてはいかがでし うか。</p>	<p>しゅわ そうだん う まどぐち かくじゅう 手話による相談が受けられる窓口が拡充されるよう、 かんけいきかん はたら 関係機関に働きかけてまいります。</p>
P72	<p>しんたいしやうがいしや 「⑦ピアカウンセリング」において、身体障害者の ばあい したい しかく ちやうかくべつ しやうがいとうじしや 場合は、肢体、視覚、聴覚別に障害当事者がピアサ ポートをおこな umeiki ポートを行うことを明記してください。</p>	<p>してき ふ もんごん しゅうせい ご指摘を踏まえ、文言を修正します。</p>
P73	<p>こんご ほうしん しゅわ ふきゅうけいはつ かん じこう 「今後の方針」に手話の普及啓発に関する事項が きさい 記載されておきません。しゅわ ぞうきつ 手話ハンドブック増刷、 しゅわ けいさい しゅわたんごおよ ひがしおおかしな 手話ハンドブック掲載の手話単語及び東大阪市内 ちめい えきめい たてもめい しゅわたんごどうが し の地名・駅名・建物名の手話単語動画の市ホームペ</p>	<p>しゅわ ふきゅうけいはつ じやうれい もと じゅうようしきく 手話の普及啓発については、条例に基づく重要施策 いちづ してき ふ しゅわしきく と位置付けておきま。ご指摘を踏まえ、手話施策 すいしんほうしん かんするじこう ついき 推進方針に関する事項を追記します。</p>

	<p>一ツ掲載、などの方法で手話の普及啓発を実施することを明記ください。</p>	
P73	<p>「①東大阪市立障害児者支援センターレピラの強化」において、災害時などの地域の障害福祉の拠点という役割が記載されておりますが、聴覚障害者に対しては充分ではありません。アイ・ドラゴン4を設置し、移動可能な磁気誘導ループを配備し、貸し出しも可能とする等、対応の強化を図ってください。</p>	<p>ご意見を参考に、災害時の拠点として役割を果たせるよう、機能の拡充を図ってまいります。</p>
P73	<p>(5)意思疎通の支援 「第3次障害者プランの振り返り」に「…東大阪市みんなでトライする手話言語推進条例を制定し、手話の普及啓発をおこなっています。」とありますが、当該条例の前文に記載されているように「…東大阪市みんなでトライする手話言語推進条例を制定し、『手話及びろう者に対する理解の増進並びに手話の普及』を行っています。」と記載すべきと考えます。</p>	<p>ご意見を踏まえ、文言を修正します。</p>
P74	<p>「◎今後の方針」に手話奉仕員養成講座の開催が記載されておられません。実施するお考えがございましたら、記載してください。</p>	<p>障害福祉計画において、手話奉仕員養成講座の実施を計画目標として設定しております。(P176)</p>
P74	<p>次の事項も課題となっていることを記載してください。 ・緊急時だけでなく休日・夜間等の設置手話通訳者が不在となる時間帯における情報提供の保障。 ・企業における研修、日常生活における購買行動等、派遣範囲の拡大 ・東大阪市が中核市であるために大阪府が実施している広域派遣の対象外となっており、東大阪市在住の聴覚障害者が高度・専門的な通訳技術を有する手話通訳者の派遣を受けられず、不便を強いられている。 ・福祉事務所以外の窓口到手話による会話が可能な職員が不在で、聴覚障害者が意思の疎通において不便を強いられている。</p>	<p>手話にかかる施策につきましては、手話言語推進条例にもとづき別途手話施策推進方針を実施計画として定め、必要な施策を着実に推進してまいります。</p>
P75	<p>介助者を育成するための資格取得費用の助成など、人材育成につながる施策を行ってほしい。</p>	<p>ご意見を参考に、今後検討してまいります。</p>

<p>P75</p>	<p>「①手話通訳者の配置」において、主要な公的施設などへの配置について検討することになっているようですが、以前より市立東大阪医療センターへの配置が求められているにも関わらず、未だに配置されていない状況を鑑み、ここへの配置を最優先とする旨を計画に盛り込んでください。</p> <p>また、当事者の参画があらゆる施策に於いて必須であることから、設置する人材の選考にあたっては、聴覚障害者の当事者団体の関与を必須とすることも計画に盛り込んでください。</p> <p>さらに、ICTを活用した遠隔手話通訳は、あくまで緊急時の対応のためであり、対面による通訳が基本であることに変わりはありません。そのため、これは緊急時対応のためである旨を計画に明記ください。</p>	<p>ご意見を参考とさせていただきます、関係機関への働きかけを行ってまいります。</p>
<p>P75</p>	<p>「②手話通訳、要約筆記、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣」において、聴覚障害者に対して派遣する旨の記載がありますが、これは個人に対してだけでなく、聴覚障害者を構成員に含む団体への派遣、及び個人・団体に関わらず他市に赴く際の派遣も必要です。</p>	<p>本市では、個人以外にも必要に応じて団体派遣を制度化し実施しております。</p>
<p>P75</p>	<p>「③手話通訳者等の養成」において、手話奉仕員養成講座、レベルアップ講座の記載がありますが、大阪府が実施する手話通訳者養成講座の共同実施についての記載がありません。また、東大阪市立日新高等学校に手話科を設置し、手話通訳者の養成を行うことも登録手話通訳者の拡充につながるとお思いますので、これらを計画の中に明記ください。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、文言を修正します。</p>
<p>P75</p>	<p>「④多様な意思疎通支援の推進」に失語症者、知的障害や発達障害のある人の記載がありますが、中途失聴者、難聴者についての記載がありません。これらの方が手話を獲得し、意思の疎通が可能となるよう支援する施策も必要です。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、文言を追記致します。</p>
<p>P75</p>	<p>課題として、緊急時における情報提供の保障が挙げられておりますが、主な施策にはこの課題に対応したものが見当たりません。緊急時や夜間の手話通訳者の派遣が可能となるような施策も創設ください。</p>	<p>手話にかかる施策につきましては、手話言語推進条例にもとづき別途手話施策推進方針を実施計画として定め、必要な施策を着実に推進してまいります。</p>

	また、創設に先立ち、聴覚障害の当事者、及び関係機関を集めた検討委員会を立ち上げてください。	
P75	課題として、医療的ケアの必要な重度心身障害や重度知的障害、強度行動障害のある人に対する社会資源が不足していることが挙げられておりますが、聴覚障害のある高齢者、聴覚障害に加えて他に障害がある重複障害者に対する社会資源も不足しております。	重度障害者や重複障害のある人に対する社会資源が不足し、重要な課題となっていることを認識してまいります。ご意見を参考に、今後検討してまいります。
P76	行動障害のある人、重度重複障害のある人、医療的ケアの必要な人に対しての取り組みや理解の促進についてもっと発信すべき。周りの関わり方を変えることで、重度の障害者でも地域で一緒に暮らせることを理解して欲しい。	ご意見を参考に、効果的な発信方法について検討してまいります。
P76	強度行動障害のある人に対する資源が不足している。知的障害者で、年令とともに障害が強くなることもあり、生きづらさが増えていく。発達障害者施策の推進と同じように、重度障害者施策の推進も掲げて欲しい。	ご意見を踏まえ、今後検討してまいります。
P76	施設等で暮らす障害者の地域生活への移行が進んでいない。地域での受け皿の整備と合わせて、具体的な取り組みの方針を盛り込むべきでは。	主な施策として記載している内容について、取り組んでまいります。
P76	軽度の障害者はグループホームへの入所が進んでいるが、重度障害者は進んでいない。重度障害者の地域移行をどう進めていくかについても目標設定が必要。	ご意見を参考に、今後検討してまいります。
P76	主な施策のうち、「③教育機関へ向けた交流体験」は、P65と同じように「②子どもに対する福祉教育の充実」に統合し、担当課・室を学校教育推進室と障害施策推進課の併記としてはいかがでしょうか。	ご意見を参考とさせていただきます。
P77	グループホームに入居する形での地域移行に限定せず、重度訪問介護等を活用しながら在宅で生活し続けるという選択肢も尊重されるべき。	ご意見を踏まえ、居宅介護や重度訪問介護等サービスの充実についても取り組んでまいります。
P77	「②地域生活の受け皿の整備」においてグループホームの確保が挙げられておりますが、聴覚障害者、もしくは聴覚障害に加えて他の障害がある重複障害者に対応したグループホームが市内に存在しない現状に鑑み、こうした方を専用とするグループホームの確保も計画に盛り込んでください。	ご意見を参考に、今後検討してまいります。

P80	<p>③講演会やイベントなどにおける情報保障について、環境整備に努める、とあるが公的機関には差別解消法で義務付けられており、表現を見直すべきでは。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、文言を修正します。</p>
P80	<p>「③講演会やイベントなどにおける情報保障」が新規掲載項目として挙げられておりますが、聴覚障害者に対する学習機会の提供としては、聴覚障害者講師とした講座の実施も必要です。ろうあ者教養講座を復活させてください。</p>	<p>ご意見を参考とし、手話施策推進方針等の実施計画の中で検討してまいります。</p>
P81	<p>「②大活字本・点字図書・対面朗読など」で視覚障害者の利用に配慮されていますが、聴覚障害者も資料等を利用できるよう、手話や字幕入りのDVD等も作成してください。そのために大阪府の聴覚障がい者支援センターとも連携してください。</p>	<p>ご意見を参考とし、聴覚障害者向けの資料導入についても関係機関に働きかけてまいります。</p>
P81	<p>「①障害者スポーツの推進」において、活動の場所の確保や参加しやすい環境の促進が挙げられておりますが、その一環として市内の障害者団体は通常予約可能となる日の1か月前から施設予約が可能となるようにしたり、施設の利用料を減免したりすることも盛り込んでください。</p>	<p>ご意見を参考とし、障害のある人にも利用しやすい制度となるよう、関係機関に働きかけてまいります。</p>
P82	<p>休日に外出するとき、ヘルパーと現場で待ち合わせをしたいが、自宅からの発着しか認められない。また電車やバスだとお金もかかって困るため、自転車での外出にもガイドヘルパーを利用したい。</p>	<p>今後も利用者の声を参考に、より使いやすい制度となるよう適宜見直しを行ってまいります。</p>
P82	<p>「②ガイドヘルプサービスの充実」において、聴覚障害者に対するガイドヘルプサービスの充実を実現させるため、手話通訳者の設置を明記してください。</p>	<p>ご意見を参考に、今後検討してまいります。</p>
P83	<p>「①公共的建築物の整備・改善」でハード面の整備が挙げられておりますが、ソフト面についての言及がありません。誰もが利用しやすい施設とするためには、窓口、問い合わせ、非常時等の対応が聴覚障害者にとってもスムーズであることも必要です。そのため、</p> <ul style="list-style-type: none"> 手話による会話が可能な職員を配置する エレベーターの扉を透明にする 電話のみならずFAXやメールでも問い合わせや予約が可能となるようにする 磁気誘導ループを設置する 	<p>ご意見を参考とし、手話施策推進方針等の実施計画の中で検討してまいります。また、手話のできる職員の配置や、必要な設備の整備については、関係機関へ働きかけてまいります。</p>

	<p>にっちゅう ぎょうむ じゅうじ かつた ごご じ ・日中の業務に従事している方のため、午後7時 ていど よやくうけつけかのう 程度まで予約受付可能とする</p> <p>・災害時に音声だけでなく、視覚情報でも情報を伝 達する人材・機器を整備する</p> <p>といったことが求められます。現在、市内にはそのよ うな対応を行っている施設は皆無ですので、こうし ないよう しせつせいび きじゆん も こ けいかく も た内容を施設整備の基準に盛り込むことも計画に盛 り込んでください。</p> <p>また、次の「②障害当事者の参画」に施設整備にお いて当事者の意見を聴いてバリアフリー化の推進に つと 努めるとありますが、身体障害者の場合は、肢体、 しかく ちょうかくべつ いけん き けいかく めいき 視覚、聴覚別に意見を聴くことを計画に明記くださ い。</p>	
<p>P86</p>	<p>こうきょうこうつうきかん せいび そくしん こうきょうこうつうきかん 「①公共交通機関の整備の促進」で公共交通機関 にはたら 働きかける内容が挙げられておりますが、ハード めんにとどまり、ソフト面に關する内容がありません。 ちょうかくしょうがいしゃ りよう ねんどう つぎ ないよう 聴覚障害者も利用することを念頭に、次の内容も せいびたいしやう こうきょうこうつうきかん はたら せむね 整備対象となるよう公共交通機関に働きかける旨を けいかく も 計画に盛り込んでください。</p> <p>・エレベーター設置のばあい、とびらを透明にして、 まんいち ばあい なか がいぶ じょうきょう ほあく 万一の場合に中から外部の状況が把握できるように する。</p> <p>りようしゃ うんこうじょうきょうなど し さい おんせい ・利用者に運行状況等をお知らせする際は、音声の しゅわ じまく あんない かのう みならず、手話・字幕による案内も可能となるような きき せいび 機器を整備する。</p>	<p>ユニバーサルデザインのかくだい 拡大、バリアフリー化の促進 をはか 図るため、関係機関へ働きかけてまいります。また しょうがいしゃさべつかいしょうほう りねん ひろくしゅうちけいはつ 障害者差別解消法の理念について広く周知啓発を おこな 行ってまいります。</p>
<p>P88</p>	<p>じょうほう せいび そくしん (2) 情報アクセシビリティの整備の促進</p> <p>じょうほう かか ちょうかくしょうがいしゃ 「情報アクセシビリティ」を掲げながら聴覚障害者の じょうほう かいぜん しきく じぎょう 情報アクセスシビリティが改善するような施策、事業 ないよう ほうしん まった きゆうたいいぜん しせつ せつび 内容、方針が全くなく、旧態依然の施設、設備のハ ード面の整備にとどまっております。また、さいがいの コミュニケーション支援が課題としてあげられており ますが、これをかいしょうするための施策が全く記載され ておりません。</p> <p>じょうほうでんたつ じゅうじつ し あんない 「①情報伝達の充実」において、お知らせや案内を しゅわ せつめい あわ じまく そうにゆう どうが 手話で説明し、併せて字幕を挿入した動画をホーム ページに掲載することや、手話で内容を説明した どうがばん しせいだより はっこう けいかく も こ 動画版の市政だよりの発行も計画に盛り込んでくだ さい。</p>	<p>いけん さんこう しゅわしきくすいしんほうしんどう じっしけいかく ご意見を参考とし、手話施策推進方針等の実施計画 なか けんとう の中で検討してまいります。</p>

	<p>「②バリアフリーの状況についての情報提供」において、対応の状況等の情報も提供できるようにしてください。例として、</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設への連絡手段先として電話以外の手段の整備状況 透明な扉のエレベーターの整備状況 火災等の発生・避難誘導等を視覚情報で伝達できる機器の整備状況 磁気誘導ループの整備状況 手話ができる職員の在籍状況 <p>…等です。</p>	
P88	<p>(1) 防災対策の推進</p> <p>「①災害時における要援護者への支援体制づくり」において、聴覚障害者への支援体制の整備状況が明らかとなっておりませんので、聴覚障害者が安心できず、避難行動要支援者名簿制度への同意が進まないという課題があります。同意勧奨や個別支援計画の作成の前に、まず支援体制の整備状況を明らかにすべきではないでしょうか。</p> <p>また、障害特性に応じた災害時の支援体制の整備について検討する場合は、障害別(身体障害者の場合は、肢体、視覚、聴覚別)に当事者が参画する委員会等を設け、当事者の意見を反映した計画とすることも必要です。これらを計画に盛り込んでください。</p>	<p>ご意見を参考とさせていただきます、当事者の声を聞く機会を設けながら検討を行ってまいります。</p>
P88-89	<p>コロナ禍のような緊急事態のときに、障害当事者が不安なく過ごせるよう、生活をどうやって守るのか詳しく書いて欲しい。</p>	<p>主な施策に記載している内容について、取り組んでまいります。</p>
P89	<p>「②緊急通報システム」において、聴覚障害者も対象となるようですが、普段の近所づきあいでコミュニケーションが困難なため、協力員2名の確保ができず、利用できないという課題があります。従って、聴覚障害者を含め、協力員2名が確保できない場合は市で協力員を確保する等の支援を行うことも計画に盛り込んでください。</p>	<p>ご意見を踏まえ、利用しやすい制度となるよう検討を行ってまいります。</p>
P90	<p>「③障害特性に応じた避難情報等の提供」において、FAX119、Web119、東大阪市聴覚障害者等災害時ファクス情報発信事業、避難行動要支援者登録等が挙げられていますが、いずれにおいても</p>	<p>ご意見を参考とし、手話施策推進方針等の実施計画の中で検討してまいります。</p>

	<p>聴覚障害者への事業内容や利用方法の情報提供機会が不足しております。従って、これらを聴覚障害者に説明する機会・場所を設けることも計画に盛り込んでください。</p>	
P91	<p>(3) 障害者の犯罪被害や消費者被害等の未然防止 「②障害者の消費生活に関連する相談・情報提供・啓発」において、被害を未然に防止するための情報提供・啓発が計画されていますが、音声のみですと聴覚障害者に対しては意味がありません。また、聴覚障害者に対しては、映像の活用が効果的と思われまので、手話で内容を説明し、併せて字幕を挿入したものとすることもご検討ください。</p>	<p>ご意見を参考に、関係機関と協議してまいります。</p>
P91	<p>(4) 感染症拡大などの災害時における支援 「②災害時の地域の拠点施設としての機能の構築」において、レピラを災害時などの地域の拠点施設と位置づける計画となっておりますが、聴覚障害者に対しては充分ではありません。アイ・ドラゴン4を設置し、移動可能な磁気誘導ループを配備し、貸し出しも可能とする等の対応も計画に盛り込んでください。</p>	<p>ご意見を参考に、災害時の拠点として役割を果たせるよう検討してまいります。</p>
P92	<p>ライフステージに応じた一貫した支援とあるが、65歳を迎えると障害サービスが途切れるイメージがある。本人が不安なく暮らせるよう考えて欲しい。</p>	<p>ご意見を参考に、今後検討してまいります。</p>
P93	<p>(2) 子育て環境の整備 「①子育て支援センターを拠点とした子育て支援の拡充」において、発達上配慮の必要な児童や子育てに困難さを抱える保護者に対する相談支援が計画されていますが、聴覚障害児、また聞こえる子供を持つ聴覚障害のある両親への支援が不十分です。これらの方のみ集めて手話による相談支援、コミュニケーションが可能となるような場を創設することも計画に盛り込んでください。</p>	<p>ご意見を参考とし、手話施策推進方針等の実施計画の中で検討してまいります。</p>
P93	<p>「②東大阪市立障害児者支援センターレピラにおける通園・診療・相談機能の拡充」において、関係機関と連携し、障害の早期発見と対応を行うことが計画されていますが、市内では聴覚障害児への対応が不十分ですので、特定非営利活動法人手話げんごかくとくしゅうとくしえんけんきゅうきこう えぬびーおーれんけい けいかく も 連携も計画に盛り込んでください。</p>	<p>聴覚障害があることが判明した場合の早期のフォロー体制の充実、継続的な支援方法について、関係機関と協議してまいります。</p>

P95	<p>就労についての支援が記載されていますが、進学する場合の支援は不要というお考えでしょうか。これについても必要とお考えの場合、その施策までは至らずとも方針程度は明記ください。</p>	<p>ご意見を参考に、必要な施策について今後検討してまいります。</p>
P98	<p>障害者雇用について、素案には雇用の拡大だけが書かれているが、職種や技術採用等も考慮して欲しい。市役所で採用する場合には、経験や年齢(30代・40代以上など)も考慮して欲しい。市内のA型事業所では軽作業や内職が多く、事務作業(パソコン)が少ない。総務や経理事務などを希望する場合大阪市内に通わなければいけない。市内でも事務の仕事に就ける機会を増やして欲しい。</p>	<p>ご意見を参考に、今後検討してまいります。</p>
P99	<p>重度障害者の就労支援について、アンケート結果にある「働くうえで必要な介助」が求められている点を踏まえて記載すべき。</p>	<p>今後の方針に記載している通り、重度障害者が就労する際に必要な介助サービスの実施について、国等の動向も踏まえながら検討を進めてまいります。</p>
P99	<p>「①障害者の法定雇用の促進」において、障害者雇用を促進する方針となっておりますが、市では聴覚障害者の採用が極めて少数のように見受けられますので、職域拡大のためにもピアカウンセラー等に積極的に採用してください。</p>	<p>ご意見を参考に、今後検討してまいります。</p>
P100	<p>「④企業に対する相談支援」において、企業に対して支援を実施することが計画されていますが、聴覚障害者受け入れ企業拡大のため、企業向けに手話の出前講座等を実施することも計画に盛り込んでください。</p>	<p>企業も含め、市民が利用できる出前講座として簡単な手話を学べる講座を実施します。</p>
P101	<p>工賃向上計画に反対するわけではないが、障害の程度によっては、1万円以上の工賃を出すことが非常に難しいケースもある。多様なニーズに対応した報酬体系についても応援して欲しい。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、文言を修正します。</p>
P106	<p>「今後の方針」の中で、生まれ育った地域で安全に安心して生活することができるよう努める旨の記載がありますが、聴覚障害に加えて他に障害がある重複障害者の場合、対応できる社会資源が市内に皆無であることから、他市にある施設を利用せざるを得ず、その交通費の負担が課題となっております。この交通費の負担を軽減する施策を「①障害福祉サービスの利用者負担の軽減」の中に入れてください。</p>	<p>ご意見を参考に、今後検討してまいります。</p>

<p>P108</p>	<p>「基本方針」において、医療サービスの充実を検討していくとのことですが、大阪府の重度障がい者医療において従来から課題となっている院外薬局における自己負担(1つの薬局当たり1日最大500円)を従前のように無料とすることを大阪府に働きかけることも方針に盛り込んでください。</p> <p>また、医療サービスの充実だけではなく、医療アクセシビリティの向上も検討してください。大阪市では「大阪市こころを結ぶ手話言語条例」に基づき、医療機関などを対象に手話の出前講座を実施しています。東大阪市でも同様の事業を創設し聴覚障害者の医療アクセシビリティの向上を図ることも検討してください。</p>	<p>ご意見を参考に、今後検討してまいります。手話の出前講座については、医療機関も利用できる形で実施してまいります。</p>
<p>P108</p>	<p>(1)生活習慣の改善による循環器病等の減少</p> <p>「第3次障害者プランの振り返り」において、新生児聴覚検査の一部公費負担を開始したとあります。受検率を高め、聴覚障害の早期発見につながる取り組みであることは評価できるのですが、仮に発見された場合の対応は、健康保険適用が可能なことから安易な人工内耳の装着に偏っていないかが懸念されます。人工内耳も確かに1つの手段ではありますが、完全に聞こえるようになる訳ではありません。また、診断を行う医師がどの程度手話について理解しているかも懸念されます。ご両親に助言等を行う際は、1つの手段に偏らず、手話も選択肢として提示いただく等、公平な情報提供ができるようにしていただきたく思います。</p>	<p>ご意見を参考とし、適切な情報提供が行われるよう、関係機関と協議してまいります。</p>
<p>P109</p>	<p>(2)疾病の予防・治療の継続</p> <p>「①生活習慣の改善」において、啓発活動を実施する計画となっておりますが、音声のみですと聴覚障害者に対しては意味がありません。また、聴覚障害者に対しては、映像の活用が効果的と思われるので、手話で内容を説明し、併せて字幕を挿入したものとすることも検討ください。</p>	<p>啓発活動の実施において、様々な障害特性に配慮した形で行われるよう、関係機関と協議してまいります。</p>
<p>P109</p>	<p>「②定期的な健康診断」において、障害特性に配慮した実施方法について検討することが計画されておりますが、聴覚障害者においても定年退職後の方や、主婦の方等には定期的な健康診断が必要です。しかしながら、診断の際のコミュニケーションの</p>	<p>ご意見を参考とし、利用しやすい制度となるよう、関係機関と協議してまいります。</p>

	<p>保障が不十分なため、受診を敬遠する傾向が見られます。そのため、年に1回程度聴覚障害者を対象として、手話通訳等を用意した集団検診を行っていただくことも検討の対象に加えてください。</p>	
P118	<p>⑨児童・生徒への教育について、「様々な困難やストレスへの対処方法を身につけるとともに」とあるが、ひとりひとり子どもには権利があること、自分のことを大切にする、などの表現が良い。理由は対処方法を身につけるためには、安心できる環境が必要だと思うから。先生たちもコロナの影響で負担が増え、対応できない部分もあると思うので、外部の団体などに 出前授業として取り入れて欲しい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、文言を修正します。</p>
P121	<p>基本理念「安心して自立した生活のできる完全参加」について、安心して自立した生活のできる居場所づくり、としてはどうか。障害がある人にとって自立した生活が難しいうえ、完全参加を言われてしまつてできない人は取り残される。市内には障害の施設がたくさんあり、私も子育てしていて助けられる部分も大きい。体感と言葉に大きな差を感じた。</p>	<p>ご意見を参考とさせていただきます。</p>
P123	<p>「1 相談支援体制の構築」において、基幹相談支援センターを地域における相談支援の中核機関とする旨の記載がありますが、福祉事務所以外では手話による相談が不可能なため、聴覚障害者にとって相談できる場所が福祉事務所以外に存在しないという問題があります。身体障害者相談員の中には聴覚障害者があり、手話による相談が可能であるものの、相談を行う拠点がなく、利用したくとも利用できない場合があると考えられます。こうした不便を解消し、市民の利便性を向上させるため、手話で相談できる場所・機関の拡充が必要と思われます。その一環として、市として聴覚障害者を採用して、各福祉事務所や社会福祉協議会に配置し、ピアカウンセリングが常時利用可能となるようにし、さらにこれもネットワークによる相談支援体制に組み入れてはいかがでしょうか。</p>	<p>ご意見を参考とし、手話施策推進方針等の実施計画の中で検討してまいります。</p>
P138 P141	<p>重度訪問介護の利用実績について、減少傾向にあるように書かれているが、実際は事業者が足りず、利用できない実態がある。計画上也増加見込みとすべきでは。</p>	<p>重度訪問介護のサービス支給見込み量については、これまでの利用実績を勘案しつつ、ニーズ調査の結果等も踏まえて増加していくものと見込んでおります。</p>

P141	<p>重度の障害者や精神障害者の中にはグループホームでの集団生活が合わない人もいます。重度訪問介護やヘルパーを使いながら一人暮らしをするケースなども想定して見込み量を考えて欲しい。</p>	
P175	<p>成年後見制度の利用促進について、意思決定支援について尊重した内容として欲しい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、文言を修正します。</p>
P177	<p>手話通訳者設置事業において、設置者数が6人となっておりますが、福祉事務所以外の市内各機関に配置するには不足しております。増員することを計画してください。</p>	<p>ご意見を参考に、今後検討してまいります。</p>
P179	<p>手話奉仕員養成研修事業として修了者が各年度40人として計画されておりますが、入門課程、基礎課程それぞれ何人の計画としているのかが分かるように内訳を記載ください。</p>	<p>手話奉仕員養成講座につきましては、入門・基礎課程を修了したものを手話奉仕員の数として積算しております。</p>
P180	<p>「現状と課題」において、対象の検討に努める計画となっているようですが、支給要件の緩和も必要です。これも検討するという内容を課題として明記ください。</p>	<p>ご意見を参考に、今後検討してまいります。</p>
P185	<p>(3) スポーツ・レクリエーション・芸術文化活動支援による社会参加等の促進参加しやすい環境の促進が挙げられておりますが、その一環として市内の障害者団体は通常予約可能となる日の1か月前から施設予約が可能となるようにしたり、施設の利用料を減免したりすることも盛り込んでください。</p>	<p>ご意見を参考とし、利用しやすい制度となるよう、関係機関へ働きかけてまいります。</p>